

## 裁判支援のご協力を皆様に訴えます

前略

私達の発行する「スーパー堤防・街づくりを考える会」ニュースをご愛読いただき、ありがとうございます。

ニュースでも度々ご案内の通り、江戸川町会18班地区の有志は、東京地方裁判所に3つの裁判を起こし、目下、係争中です。

私達は住宅、庭などが全て取り壊され、ブルドーザーが動き回る同じ北小岩の18班地区を見て、これは他人事ではない一、と感じ様々なかたちで同地区を支援してきました。

そこでお願いがあります。ニュース127号でもお知らせのように、もしご承諾頂ければ、金額の多寡に関係なくご支援をお願いし、裁判の費用に充てたい、と考えております。スーパー堤防の完成に期待をされている方もおりでしょうが、そこはよろしくお含みください。

同封の払込取扱票に住所、氏名、金額をご記入、「江戸川区スーパー堤防取消し訴訟を支援する会」にお振込ください。

本来ですと一軒ごとにご挨拶に伺わねばならないところ、紙面にて失礼の段、お許しください。よろしくお願ひ申し上げます。

・江戸川区スーパー堤防取消し訴訟を支援する会事務局

堀 達雄 ☎ 080-5388-0752

稻宮須美 ☎ 03-5607-5975

・スーパー堤防・街づくりを考える会

戸口素男 ☎ 03-3657-2092

島村日出夫 ☎ 03-3658-4081

永田純久 ☎ 03-3657-3049

秋山 堯 ☎ 050-7109-1352

## 国と区に工事差止と損害賠償を求め! スーパー堤防工事中止の第三次訴訟 弁論始まる

2月25日（水）18班のスーパー堤防工事の中止と損害賠償を求めた裁判（

倉地真寿美裁判長）の第一回口頭弁論

が、東京地裁103号大法廷で開かれました（百名近い傍聴者で満員に）。

宮坂原告と小島弁護団長が訴状に伴う意見陳述を行い、①国と区の基本協定による区画整理を利用した盛土工事で、生命・身体の危険、生活権や財産への被害を訴え、②工事実施の根拠は区画整理法上も河川法上もなく、③土地所有者の同意の上でこそ可能、と強く指摘し被告に法的根拠を示すよう求めました。「次回に書面で」と逃げる國に弁護側は「データに基づいてしていることなのに出せない訳はない。何故3ヶ月も伸ばすのか」と激しく詰寄り、工事の差止を求めました。

2月27日（金）午前11時、仮換地の処分取消しを求めた裁判（谷口豊裁判長）が、東京地裁803号法廷で開かれました。

今回は、被告江戸川区の回答書面を確認しながらのやりとりでした。

地権者の同意のないまま事業手続きを行つてきた江戸川区に対し、弁護側が裁量権の乱用と指摘。区は「同意については国が判断。区は関係ない」と逃げました。それに対し弁護側は「管理者として区は何の確認もしなかつたのか。それは区として同意が必要かどうかは述べることは出来ない、と理解してよいか」と確認を迫りました。

第一次訴訟第5回口頭弁論で被告江戸川区の無責任な答弁「住民の同意は国が判断、区は関係ない」